

令和2年度 あおば ふれあい助成金 助成区分一覧

区分	事業	主な対象活動	条件				備考
			年回数	1回あたりの人数	上限金額	青葉区助成金	
要 援 護 者 支 援 区 分	集いの場	サロン・ミニデイサービス・茶話会・認知症カフェ・会食会・子ども食堂・地域食堂・若者支援（フリースペース/居場所づくり/学習支援）・子育て支援事業（支援者が主催する活動）・その他高齢者等の「集いの場」として認められる事業等	72回以上	10名以上	400,000	※対象が障害児者のみの場合は、「障害児者支援事業区分」に該当する。 ※主催者は条件の「1回あたりの人数」にはカウントしない。	
			48回以上	10名以上	300,000		
			36回以上	10名以上	180,000		
			20回以上	5名以上	120,000		
			10回以上	5名以上	80,000		
			6～9回	5名以上	50,000		
			【新規】年度内3ヶ月以上実施 1回5名以上		40,000		
	配食	※定期的に利用者宅に食事を届け、見守りを行う活動等	60回以上	10名以上	400,000	※1回の食数=1回あたりの人数とする。	
			48回以上	10名以上	300,000		
			36回以上	10名以上	240,000		
			20回以上	10名以上	160,000		
			10回以上	5名以上	80,000		
6～9回			5名以上	60,000			
【新規】年度内3ヶ月以上実施 1回5名以上			40,000				
家事 ・ 生活支援	①住民同士の助け合い活動（介護保険事業を除く。例：調理・掃除・草取り・子どもの一時預かり・送迎・買い物等の家事・見守り訪問・生活相談を受け対応する活動） ②相談支援・傾聴活動（施設訪問しての傾聴活動は福祉のまちづくり区分へ） ③電話相談	年間延べ回数		上限金額	※年間に対応した延べ訪問回数でカウントする。例）1日のうちでAさんから草取りと買い物を依頼された⇒2回カウント（依頼された項目をカウントする）		
		800回以上		400,000			
		500回以上		300,000			
		100回以上		160,000			
		50回以上		80,000			
		30回以上		50,000			
		【新規】年度内3ヶ月以上実施 月訪問回数3回以上		40,000			
送迎	道路運送法79条に基づく登録団体及び無償で活動を行う団体が行う車両による送迎活動	年間延べ回数		上限金額	※片道1件を1回とする。 ※1回の乗車で複数名乗車した場合は、乗車人数が回数と同数となる。例）サロンの送迎で2人同時の乗せた。2回カウント。		
		1,000回以上		350,000			
		500回以上		300,000			
		100回以上		250,000			
		【新規】年度内3ヶ月以上実施 月10回以上		40,000			

申請時提出書類	
申請書	共通シート
様式1-1 (用紙：緑)	様式2
様式1-3	

報告書
※決定通知と一緒に送付
様式3
※10万円以上の助成金を受けた団体は領収書のコピーを提出

様式1-1 (用紙：緑)	様式2
様式1-3	

様式3
※10万円以上の助成金を受けた団体は領収書のコピーを提出

様式1-1 (用紙：緑)	様式2
様式1-3	

様式3
※10万円以上の助成金を受けた団体は領収書のコピーを提出

様式1-1 (用紙：緑)	様式2
様式1-3	

様式3
※10万円以上の助成金を受けた団体は領収書のコピーを提出

区分	事業	主な対象活動	条件				備考
			年回数	1回あたりの人数	上限金額	青葉区助成金	
障 害 児 者 支 援 区 分	障害児者支援 ・ 障害当事者活動	当事者団体及び家族会、支援者団体が実施する事業 ①相談支援事業、②余暇支援事業・青年学級、③リハビリ目的の集い事業、④障害者スポーツ、⑤訓練会	36回以上	20名以上	200,000	※親や家族のみの活動は対象外。 ※福祉バス利用は対象外。	
			36回以上	10名以上	150,000		
			20回以上	5名以上	100,000		
			10回以上	5名以上	60,000		
			年1回～9回	5名以上	40,000		
			【新規】年度内3ヶ月以上実施 1回5名以上		40,000		

申請時提出書類	
申請書	共通シート
様式1-1 (用紙：緑)	様式2
様式1-3	

報告書
※決定通知と一緒に送付
様式3
※10万円以上の助成金を受けた団体は領収書のコピーを提出

令和2年度 あおば ふれあい助成金 助成区分一覧

区分	事業	主な対象活動	条件			備考
			条件	上限金額	青葉区助成金 上限金額	
障害児者支援区分	宿泊・日帰りハイク	当事者および家族会、訓練会が企画する事業	条件	上限金額	青葉区助成金 上限金額	※参加者が家族のみの事業は対象外。 ※福祉バス利用は対象外。
			当事者参加数5人以上	50,000	20,000	
障害児者支援区分	視覚障害者・聴覚障害者支援	手話サークル、聴覚障害者支援事業（要約筆記支援等）、視覚障害者支援事業（点訳・音声訳・誘導等）	条件	上限金額	青葉区助成金 上限金額	※回数・人数要件はありませんが、事業報告の時には回数・人数等の内容を記載する必要があります。
			—	50,000	20,000	

申請時提出書類	
申請書	共通シート
様式1-1 (用紙：緑)	様式2

報告書
※決定通知と一緒に送付
様式3

区分	主な対象活動	条件				備考
		年回数	1回あたりの人数	上限金額	青葉区助成金 上限金額	
福祉のまちづくり区分	①布おもちゃ作成/②セルフヘルプグループ（家族会・介護者の集い・難病患者会・依存症の会）/③外国人支援（日本語教室、国際交流）/④おもちゃドクター/⑤本の読み聞かせ/⑥車いすダンス/⑦防災関連事業（地域防災拠点訓練除く）/⑧地域住民交流（お祭り、運動会等）/⑨自然環境活動/⑩福祉情報紙/⑪福祉に関する啓発、勉強会、公開講座/⑫子育て支援事業（支援者以外が行う自主的な活動）/⑬施設・病院支援ボランティア（施設内での傾聴ボランティア含む）/⑭「要援護者支援区分」の対象事業の助成要件(回数・人数)に満たない活動 ※⑬は人数要件はありません。	6回以上	5人以上	40,000	20,000	※1回あたりの人数は参加者の人数です。 (主催者側の人数を除きます) ※チャリティーイベントなどの収益事業は対象外。
		1～5回	5人以上	30,000	20,000	

申請時提出書類	
申請書	共通シート
様式1-1 (用紙：緑)	様式2

報告書
※決定通知と一緒に送付
様式3

区分	主な対象活動	条件				備考
		年回数	1回あたりの人数	上限金額	青葉区助成金 上限金額	
健康増進区分	①高齢者健康増進事業 ②施設等を訪問する特技ボランティア	3回以上	5名以上	10,000	20,000	※1回あたりの人数は①の場合、会の主催者を除く人数です。 例) 自治会館で体操教室を行っている、役員など会の運営に携わる方以外で5名以上の参加者が必要です。 ②の場合、参加者の人数です。例) 施設で音楽演奏する場合、参加者（演奏を聞く方）が5名以上必要です。 ※特技ボランティアの場合、主催者側の年齢に制限はありません。

申請時提出書類	
申請書	共通シート
様式1-2 (用紙：ピンク)	様式2

報告書
※決定通知と一緒に送付
様式3